

輸入粗飼料のクロピラリドが残存する 堆肥の販売・譲渡・施用にはご注意ください!

クロピラリドとは

- ・広葉雑草(クローバーなど)を枯らす除草剤で、日本が粗飼料の大半を輸入している米国、豪州、カナダ等で使用されています。(日本での使用は認められていません)
- ・家畜や人に対する毒性は低く、摂取しても時間がたてばほぼ全量が排出されるため、飼料に残留していても家畜や人の健康に影響を及ぼす心配はありません。
- ・しかし、ナス科、マメ科、キク科、セリ科などの作物にごく低濃度でも障害を引き起こす可能性があります(稲、麦、トウモロコシなどの稲科作物は耐性があるため、通常の施用量では障害は起こしません)。

○輸入粗飼料を購入する際には、履歴を確認しましょう。

→ 飼料にクロピラリドが残存している可能性があるかどうか必ず販売業者に確認し、その記録を残しましょう。

○堆肥を販売・譲渡する際には情報を伝達しましょう

→ 家畜にクロピラリドが残留している可能性がある飼料を給与し、その堆肥(排せつ物を含む)を、耕種農家や堆肥センターに販売・譲渡する際には、使用にあたって注意する必要があることを必ず伝えましょう。

○マメ科牧草に堆肥などを施用する場合には留意が必要です

→ 生育障害が出ないことについての確認や、堆肥製造時の活性炭の混合等の被害軽減対策を実施した上で施用しましょう。

海外で使用された農薬成分「クロピラリド」が残存した輸入粗飼料が家畜に給与された場合、堆肥を通じて、トマト、ナス、大豆等の作物やマメ科牧草などの生育に障害を起こす可能性があります。

クロピラリド使用

